

身体拘束等行動制限をしない為の指針
～支援サービスの質の向上を目指して～

令和5年6月

社会福祉法人かながわ共同会

はじめに

障がい当事者一人ひとりが望む生活を送れるようになることが私たちの目標です。そのためには、身体拘束等行動制限をせずに、障がい当事者一人ひとりの個性や嗜好に合わせた支援を構築することが必要であり、我々に課せられた使命でもあります。

私たちの支援は、ただ物理的なケアを提供するだけでなく、心の支えとなることも目指しています。

長年にわたり障がい者福祉は医学モデルに基づいてサービスが提供されてきましたが、近年では社会モデルへと大きく転換しています。このことは、社会全体が包括的でバリアフリーな社会へと進むための大きな一歩と言えます。

障がい当事者が地域社会の一員とし、自ら望む生活を選び、決定することが重視されています。つまり、社会の障壁となるものを取り除き、障がい当事者にとって最適な環境を整えることが求められています。

令和6年4月1日からは障害者差別解消法においても合理的配慮の提供が法的義務化され、障がい当事者の社会参加はより一層進むと期待できます。

これからの障害者支援施設に求められる機能・役割は、常に同じものではなく、より良いものへと常に移り変わっていきます。私たち、かながわ共同会はその変化に一早く気づき、対応していきます。

私たちは障がい当事者に寄り添い、支援者としての役割を全うし、ともに歩む未来を切り開いていきます。

ここに「身体拘束等行動制限をしない為の指針」を策定し、その意義と目的を明確にし、職員一人ひとりが自覚をもって障がい者支援に向き合うとともに、障がい福祉サービス事業所としての「障がい当事者の人権を守り、絶えず質の高いサービス提供に努力する使命」を果たしていきます。

はじめに

第1章 障がい当事者に対して大きな弊害を与える身体拘束 1

- 1 身体拘束の弊害
- 2 身体拘束の具体的な行為
- 3 身体拘束の原則禁止

第2章 身体拘束の原則禁止と支援の質の向上に向けて 3

- 1 身体拘束等行動制限をしない支援構築のために具体的に行うこと
- 2 日常的支援における留意事項

第3章 「緊急やむを得ない場合」とは 5

- 1 3要件についての正しい理解と手続き

第4章 「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の当法人の具体の

手続き 8

- 1 新たに「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する必要性が生じた場合
- 2 おわりに～身体拘束等行動制限をしない支援の実現を目指して

第1章 障がい当事者に対して大きな弊害を与える身体拘束

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障がいの有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、本人の意思にかかわらず、身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または停止させる状態であり、障がい当事者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。

身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害することに加え、様々な身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害を招く恐れが多くあります。

これらのことを法人全職員がしっかりとした認識を持ち、身体拘束の廃止とともに、身体拘束等行動制限をしない支援の実現を目指していくことが大切です。

1 身体拘束の弊害

身体拘束を行なった場合の弊害には次のことが考えられます。

(1) 身体的弊害

- ・本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害をもたらします。
- ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらします。
- ・車いすに拘束されているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド柵のケースでは乗り越えによる転倒事故、さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性があります。このように本来のケアにおいて追及されるべき「機能回復」という目標とまさに正反対の結果を招く恐れがあります。

(2) 精神的弊害

- ・本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳を侵します。
- ・身体拘束によって、頻発なせん妄等をもたらす恐れがあります。
- ・家族にも大きな精神的苦痛を与えます。家族が拘束されている姿を見たとき、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる場合が多いです。
- ・職員も、自らが行う支援に対して誇りをもてなくなり、安易な拘束が士気の低下を招きます。

(3) 社会的弊害

- ・身体拘束は、職員の士気の低下を招くだけでなく、障害者支援施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあります。また、身体拘束による障がい者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも少なからぬ影響をもたらします。

2 身体拘束の具体的な行為

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）より引用

3 身体拘束の原則禁止

○ 基本方針

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

- ・ 人員が少なく把握できない等の理由により、安易に身体拘束を行わない。
- ・ 障がいなどにより理解が乏しい方にも、一方的に、安易に身体拘束を行わない。
- ・ 事故やケガ等が発生するという「安全」の名のもと、客観性がない中で、安易に身体拘束を行わない。
- ・ 本当に緊急やむを得ない場合か（切迫性）、他に方法を検討した上で（非代替性）必要のない時間まで（一時性）安易に身体拘束を行わない。

私たち支援者は、身体拘束が原則禁止であることを十分に理解することが重要です。身体拘束を行うことは、障がい当事者の権利と尊厳を傷つけ、人権を侵害することに繋がり兼ねない行為です。健康維持・回復を目的とする事案や、生命の危険が危ぶまれる事案等によっては、身体拘束がやむを得ず必要なケースもあるかもしれません。この場合、支援者は、適正な手順、方法で身体拘束を行うことが必要となります。また、障がい当事者の状況、状態に応じた適切な対応、処置を行うことで、身体拘束に関する問題を最小限に留めることが出来ます。

第2章 身体拘束の原則禁止と支援の質の向上に向けて

身体拘束の原則禁止は、本人の尊厳の回復、様々な弊害からの脱却等につながります。また、身体拘束の廃止を目指すことは、様々な視点で本人・支援等に向き合うことにつながります。身体拘束等行動制限をしない支援を目指すことは、障がい当事者のQOLの向上に加え、私たちの職員の支援の質の向上にもつながります。職員一人ひとりが「身体拘束等行動制限をしない支援の実現」を目指し続けることが大切です。

それらのための礎は、本人主体の支援です。日々の支援・関わりを通じ「本人を知る」「本人の理解に努める」ことが求められます。一人ひとりが表現する行動・表現の背景には思い・意思があります。そのことを十分念頭におき、思い・意思を丁寧に探ることを続けていきます。多くは丁寧に時間を掛けトライ&エラーを繰り返しながら、本人の伝えたい思い・意思、行動の背景を紐解いていくことが大切です。これらの実践のため、各職員への研修や現場での助言・指導（スーパーバイズ等）での意識付けに加え、それらを堅固な取り組みとするための体制強化を図り、身体拘束等行動制限をしない支援を法人全体で目指します。

1 身体拘束等行動制限をしない支援構築のために具体的に行うこと

(1) 障がい当事者の理解

誰にでも意思があります。また、様々な行動・表現の背景には思い・意思があります。全ての職員はそのことを十分に認識することが大切です。

それらを理解したうえで、職員一人ひとりが行動の背景に視点を置いた支援・関わりに努めることが求められます。また、それらの支援や関わりの結果（様子）を記録として積み重ね、評価・検証を繰り返し、本人の思い・意思を知るためのチームアプローチを継続的に行うことが重要です。（PDCA サイクル）。

また、それらに加え、思いや意思を知るには、本人自身を深く理解することも大切です。今見られる（知っている）本人の姿に加え、ライフヒストリー等を知りなおすことも重要です。過去から今に至る本人を深く知ることは、行動や表現から伝えたい思い・意思の手掛かりを得ることにもなります。出来ないこと・課題にばかり目を向けず、本人の出来ること・好きなこと、ストレングスを多く知ることにも努めましょう。

職員だけでは知ることのできない情報も多々あります。協力者（家族、友達、学校

等の先生、行政等)と日ごろから良好な関係性作りに努め、本人を中心としたチーム作りの構築を進めます。

障がい当事者を理解することは、私たち職員が本人中心の支援を行うための重要な一歩となります。

(2) 職員の知識・スキルの向上 / 専門的知識、支援力の向上 (研修の実施等)

職員の専門的知識、支援力の向上が図られることが、身体拘束等行動制限の廃止につながっていきます。人権研修は年度内必須で各施設で行われていますが、身体拘束等行動制限の廃止についての認識は不十分な状況と言えます。一部の職員だけの意識改革では身体拘束等行動制限をなくすことはできません。全職員の意識を高めることが大切です。そのための研修会の積極的な参加、各セクションでの研修の開催や話し合いを持つことが重要です。まず、「なぜ身体拘束をなくすことが必要なのか」について、理解を深めることから始めましょう。

また、現場支援の中での助言・指導等 (スーパーバイズ等) も重要な機会です。身体拘束等行動制限について、多くの職員が気兼ねなく意見し合える職場環境作りに努めましょう。

身体拘束等行動制限にあたっては、障がい当事者の行動特性に起因することが多いため、一人ひとりの特性を理解することが重要です。自閉症、強度行動障害についての理解を深めること、或いは身体障がいについて理解することも大切です。職員一人ひとりが専門職としての知識を高める機会作りも設けていきましょう。

時には、法人・施設だけの力では難しいこともあります。積極的にコンサルテーションを活用し、有識者等の助言を頂く機会等を積極的に設けましょう。

(3) ガバナンスの強化 (身体拘束等行動制限状況の認識)

身体拘束等行動制限をしない支援の実現を目指して、継続的な取組みの必要性から法人及び各園において、組織として取り組んでいきます。それぞれの園の課題を共有し、定期的開催される法人運営会議にて報告し、課題に対しての早期解決を目指します。

全職員が実際に行われている状況を常に認識し、併せて共通認識を持つ為に会議等で話し合うことが重要となります。又、支援現場での課題をそのセクションだけが抱えるのではなく、組織的に情報共有、検討ができるよう体制を整えていく必要があります。多くの視点を取り入れられる環境を整備することで、早期解決が図られます。

(4) 開かれた法人・施設作り

日頃より、障がい当事者の様子や取り組みについて定期的に家族などへの報告を含めたコミュニケーションが図れるよう努めていきます。本人にとってよき理解者であるとともに、一緒に本人の望む生活の実現に向けて取り組んでいく意識を持ってもらえるような関係性を築き、信頼関係構築を目指します。

また、自分たち職員だけでは気づかない、気づけないことも多々あります。家族だけに限らず、多くの第三者の目を入れ、風通しの良い法人・施設作りを目指しましょう。多くの人々が「来園したい」と思える施設作りに努めます。

2 日常的支援における留意事項

身体拘束等行動制限をしない為に、日常的に以下のことに取組みます。

- (1) 本人主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- (2) 言葉や対応等で精神的な自由を妨げないように努めます。
- (3) 安全を確保する観点から、障がい当事者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- (4) 行動には背景となる思い、意思があることを理解します。行動を意思表示と捉え、背景にある思い、意思を探ることに視点をあてていきます。
- (5) 障がい当事者の思いを汲み取り、意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- (6) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら障がい当事者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

第3章「緊急やむを得ない場合」とは

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001年3月）に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

1 3要件についての正しい理解と手続き

「緊急やむを得ず」身体拘束を行うことが認められる場合は、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3つの要件を満たし、これらの要件の確認等の手続きが、組織的にかつ極めて慎重に実施されているケースに限られます。

(ア) 切迫性

障がい当事者本人、または他の障がい当事者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで障がい当事者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

(イ) 非代替性

身体拘束等行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、障がい当事者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、障がい当事者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

(ウ) 一時性

身体拘束等行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、障がい当事者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

- * 但し、やむを得ず身体拘束を行う場合、3要件を全て満たし、組織的にかつ慎重に判断するする必要があります。しかし、これらを全て満たしうえで実施されたとしても、肯定される身体拘束はありません。「やむを得ない」状況とは何か。身体拘束に至るまでの策をどれ程尽くしたか。3要件を満たした状況とは何か。それらを身体拘束等行動制限実施に関わる全ての職員が理解し説明責任を果たす必要があります。

身体拘束等行動制限を行った時から解除に向けた検討を始めなければならないことを職員は認識しておく必要があります。身体拘束等行動制限の実施は、解除に向けた取り組みのスタートであることを忘れてはいけません。身体拘束等行動制限をしない支援に加え、以下のことを必ず行い、早期の解除を行うことを目指します。

(1) 身体拘束の実施記録

職員の意識の問題として、身体拘束をやむを得ず実施しており、解除する(軽減する)べきものという意識が欠如していたり、そもそも身体拘束等行動制限を実施しているという意識が無かったりすることが、身体拘束等行動制限をしない支援に結び付かない要因の一つとなっています。

そこで毎日の支援の中から意識付けをきちんと行っていく必要があります。それには毎日の記録が重要となります。①身体拘束実施時間、②方法、③障がい当事者の状況や周囲の環境、④実施後の心身の状態、⑤緊急やむを得ない理由等をそれぞれ記録していく必要があります。

個々によって状態や状況は異なります。漫然と状態が変化しない状況を作らない為、

早期解除に向けた検討評価を進めるための記録なのです。記録はそのためのものであり、決して身体拘束等行動制限を正当化するものではないことを認識しておく必要があります。万が一この記録が適切に行われず、検証評価がなされなかったとしたら、その行為は紛れもなく虐待となることを認識しておく必要があります。

(2) 個別支援計画への記載

身体拘束については、きちんと個別支援計画に記載することが必要です。障がい当事者の課題行動ばかりがクローズアップされ、その結果、身体拘束を実施する手段として仕方がないとする流れに留まるのではなく、身体拘束をなくすためにはどのような支援を私たちが展開できるか、つまりは予防的な支援をどこまで行えるか、どのように計画的に支援を組み立てて行くかが、大きな鍵になります。

個別支援計画については、実際の支援の中において、どのようにすれば身体拘束等行動制限を外していけるかという計画を作り、さらに身体拘束等行動制限の頻度を下げていくといった、具体内容を明記していくことで、職員の意識づけにもつながっていきます。また、単に個別支援計画に盛り込むだけではなく、その計画がどのように実行されたのか、確認・評価をきちんと行うことが最も重要であり、身体拘束等行動制限の軽減を計画のままで終わらせないことが大事です。

個別支援計画に記載がなされなかった場合、その行為は紛れもなく虐待となることを認識しておく必要があります。

(3) 拘束状況のまとめ・分析・周知

このように毎日の実施状況を記録に残した上で、さらに大事なことは、まとめ・分析・周知です。記録に残すことにより、普段からどのように身体拘束を実施しているかが具体的に判るようになります。それらをまとめ、分析した上で、施設全体で周知し、今後の支援にどのように活かし、どのように身体拘束等行動制限をしない支援の実現を図るかが重要です。日々の支援の記録を生かさなければ意味がありません。

分析をきちんと行えば、身体拘束に対する意識も芽生え、支援方法も変化していき、どのようにすれば軽減につながられるか、実際の支援を通して議論・展開が広がるはずです。

さらにこうした分析も、一部の職員やセクションの認識で終わらせるのではなく、その施設全体の共通認識として広めることが必要です。良い支援を一部の職員に留めておいてはいけません。各園並びに法人全体で情報を共有していくことが重要です。

(4) 生活の質・豊かさの向上を目指す支援

本人の特性や行動等が「緊急やむを得ない」状況を作り出している訳ではありません。

「緊急やむを得ない」に至る状況は、特性や行動と支援状況、環境等の様々な不一致から生まれます。また本人の行動等は、背景にある思い、意思を伝える表現として表れています。

そのため、「緊急やむを得ない」状況を特性、表現、環境、背景（思い等）の様々な

視点から分析していくことが重要となります。

「緊急やむを得ない」状態に至る場面だけに着目するのではなく、本人の行動を思いの表現として捉え、丁寧に背景を探る取り組みがなされることで、結果として生活全体の質、豊かさの向上に繋がっていきます。時には施設や職員の支援の枠に捉われない、多角的な視点を持ち合わせられる支援検討の場の設定と実施が必要となるケースもあります。

第4章「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の当法人の具体の手続き

「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合、3要件の判断に加え、極めて慎重な手続きを踏まなければなりません。また、手続きを行えば、「身体拘束」をやってよい・正当化されるというのではなく、身体拘束等行動制限が原則禁止である以上、その解除に向けて取り組みを進めていかなければなりません。

1 新たに「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する必要が生じた場合

「社会福祉法人かながわ共同会身体拘束等行動制限取扱要領」に基づき、適切に手続きを行い、速やかに解除に向けた評価・検証を進めていきます。ここで、法人が策定した身体拘束等行動制限取扱要領に示されている「やむを得ず行動制限を行う場合の手続き・報告・検証について」の内容を確認します。（一部抜粋）

（手続き）

やむを得ず行動制限を行う場合は、次の手続きを行わなければならない。

- （1）行動制限を行う場合は、グループ会議、寮会議（課会議）で検討のうえ、身体拘束等行動制限の実施について（伺い）（様式1）を作成し、サービス管理責任者の決裁を受け、速やかに園長・施設長に判定会議の開催を要請し、行動制限実施についての適否（3要件全てを満たしているか等）を判定会議に諮り、園長・施設長の決裁を受ける。なお、判定会議の構成員は別に定める。
 - （2）園長・施設長の決裁後、速やかに様式1の内容を踏まえて、「身体拘束等行動制限」実施説明承諾書（様式2）を作成し、本人・家族・後見人等に説明し、承諾及び署名を求める。承諾が得られた場合は、本人・家族・後見人等が署名した様式2の写しを本人・家族・後見人等に交付し、原本は個人記録に綴じる。
 - （3）行動制限を実施する場合はその都度再アセスメントを図り、複数職員が3要件を満たしやむを得ない行動制限と判断した場合とし、個別支援計画書に身体拘束の態様及び時間を記載するとともに、個人記録等にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項について記載する。
- 2 サービス管理責任者は前項（1）に基づき実施された行動制限について、「身体拘束等行動制限」実施報告書（様式3）により定例の判定会議に報告し、園長・施設長決裁を受けるとともに、本人・家族・後見人等に報告する。
 - 3 やむを得ず行動制限を行った場合は、常に心身の状態等観察を行い、行動制限の

必要性や方法に関わる再検討を都度、グループ会議、寮会議（課会議）等で行うものとする。

（緊急時の手続き）

事前に、身体拘束等行動制限の実施について（伺い）（様式1）の決裁を受けていない利用者に緊急に行動制限を行う必要が生じた場合、あるいは計画と異なる内容で緊急に行動制限を行う必要が生じた場合は、次の手順によるものとする。

（1）切迫性・非代替性・一時性の3要件に合致しているかを確認し、理由・方法・時間等が必要最小限かつ適正であるかどうか、さらには経過確認の方法等について勤務する主任級以上の役職者複数で協議し、上席者の承認を得て実施する。

夜間時は当日の上席者（夜勤リーダー等）を含む複数で協議し、上席者の承認を得て実施する。

（2）速やかに家族、後見人等に連絡し、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに了解を得る。

（3）実施後、速やかに、「身体拘束等行動制限」緊急実施報告書（様式5）により実施した職員がサービス管理責任者及び園長・施設長に報告する。

（4）併せて、後見人等に緊急やむを得ない行動制限実施理由・実施方法・実施期間等を説明するとともに、様式5の「本人・家族・後見人等への連絡について」に意見等を記入し、上席に報告する。

（5）実施された一連の詳細を個人記録等にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する。

（6）実施後、グループ会議、寮会議（課会議）等で検証し、判定会議で、緊急時の実施の適切性等を評価する。

また、引続き拘束が必要な場合は、速やかに前条の手続きをとるものとする。

（本人・家族・後見人等への報告）

判定会議で協議した結果について、利用者本人・家族・後見人等に対して、都度報告をする。

（行政への相談、報告）

行動制限・身体拘束を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援について情報共有を図る。

（実施後の検証・評価の手順）

行動制限を実施した際には、次の手順で検証・評価を行う。

（1）実施中の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を当該利用者の個人記録等に記載する。

（2）実施した内容は、グループ会議、寮会議（課会議）等で検証し、判定会議で実施の経過と評価、今後の方針を明らかにする。

緊急に実施した際は、実施後、グループ会議、寮会議（課会議）等で報告・検証

を行うものとする。

- (3) 検証の結果を踏まえ、「身体拘束等行動制限」実施報告書(様式3)に、個人記録等の記録の写しを添えて、サービス管理責任者及び園長・施設長に報告する。

併せて、本人・家族・後見人等に実施の状況と経過、状態の推移等を様式3内「本人・家族・後見人等への連絡」に記入し、報告する。

- (4) 身体拘束等行動制限をしない支援のあり方について定期的に検討を重ね、行動制限が常態化しないよう常に職員一人ひとりが意識し、質の高いサービスを実現する支援を行うものとする。

(解除の報告)

本人の状況の変化や支援の工夫等により行動制限が不要となった場合は、直ちに解除する。その後手続きには「身体拘束等行動制限」の解除について(報告)(様式4)を作成し、サービス管理責任者の決裁を受け、速やかに園長・施設長に報告するとともに、ご家族・後見人等にも報告する。

(身体拘束と判断せず目的に応じて適切に判断することが求められる行為)

次号に掲げる場合、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、使用する場面や目的・理由を明確にし、利用者、家族等の意見を踏まえ、グループ会議、寮会議(課会議)等で定期的に確認し、安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画に記載し、その必要性を明確にする。また、漫然と長時間拘束することを防ぎ、同一姿勢による二次障害や褥瘡等を計画的に防止する。

- (1) 医師の指示による点滴、外科的治療等医療面で必要な拘束をせざるを得ない場合
- (2) 医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで作成・使用されている座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用
- (3) 生命、身体に関わる重大な事故の防止及びQOLの維持向上を目的としたヘッドギアの使用。
- (4) 入浴機器等における機器取扱説明書に使用の説明が記載されている場合

2 おわりに～身体拘束等行動制限をしない支援の実現を目指して

身体拘束等行動制限は、障がい当事者にとって尊厳と権利を侵害される行為であり、慎重かつ丁寧に判断しなければならない行為であります。しかし場合によっては、医療上の理由や安全上の理由から手続きを経て必要と判断されるケースもあることも事実です。身体拘束を行う場合は、いつでも解除を目指すことを念頭に置きましょう。

身体拘束等行動制限を開始することは、解除に向けた取り組みの開始でもあるということを常に忘れずに、チームアプローチによる日々の支援を通じての気づきや工夫を共有し、身体拘束等行動制限をしない支援を組織的に進めていかなければなりません。

そのために、法人職員一人ひとりが本指針の内容を十分理解し、日々の実践に反映させていかなければなりません。